記入要領（第１号様式）

|  |
| --- |
| １ 共通事項 |

 (1) 新規に業務管理体制を整備した事業者及び業務管理体制を届け出た後、事業所又は施設（以下「事業所等」という。）の指定や廃止等に伴い、事業展開地域の変更により、届出先区分の変更が生じた事業者は、この様式を用いて届け出ること。

　(2) 事業者（法人）番号には記入しないこと。

（3）事業者の名称、主たる事務所の所在地、法人の種別、代表者の職名、代表者の住所等は、登記内容等と一致すること。

 (4) 「１　届出の内容」には、

　　①　新規に業務管理体制を整備し届け出る場合は、「(1)法第115条の32第２項関係（整備）」に〇を付けること。

 ②　届出先区分の変更が生じた場合は、「(2)法第115条の32第４項関係（区分の変更）」に〇を付けること。

　　　　なお、届出先区分の変更が生じた事業者は、区分変更前と区分変更後の行政機関にそれぞれ届け出ること。

 　　　　　　　　　　　　　　　　【届出先行政機関】

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 届出先 |
| [1] | 事業所等が２以上の都道府県に所在する事業者 |
| 事業所等が３以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者 | 厚生労働大臣 |
| 上記以外の事業者 | 事業者の主たる事務所が所在する都道府県知事 |
| [2] | 地域密着型（介護予防）サービス事業のみを行う事業者であって、全ての事業所等が同一市町村内に所在する事業者 | 市町村長 |
| [3] | 全ての事業所等が１の都道府県内に所在する事業者 | 都道府県知事 |
| うち、全ての事業所等が１の指定都市内に所在する事業者 | 指定都市の長 |
| うち、全ての事業所等が１の中核市内に所在する事業者 | 中核市の長 |

 (5)「連絡先」

届出先の行政機関から、記載内容等についての連絡を行う場合があるため、この届出にかかる連絡先を記入すること。

|  |
| --- |
| ２　新規に業務管理体制を整備した事業者【法第115条の32第２項（整備）関係】 |

　(1） ｢２　事業者」の「法人の種別」には、営利法人、社会福祉法人、医療法人、社団法人、財団法人、特定非営利活動法人、農業協同組合、生活協同組合等の種別を記入すること。

　(2) 「３　事業所名称等及び所在地」には、みなし事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業を除いた事業所等を別紙に記入すること。

　(3) ｢４　介護保険法施行規則第140条の40第１項第２号から第４号に基づく届出事項」には、

　　①　事業所等数に応じ届出する業務管理体制について、該当する全ての番号に〇を付けること。

　　②　第２号については、その氏名(ﾌﾘｶﾞﾅ)及び生年月日を記入すること。

　　③　第３号及び第４号を届け出る場合は、資料の添付により行うこと。

【事業所等数に応じて整備する業務管理体制】

|  |  |
| --- | --- |
|  | 事　業　所　等　数 |
| 20未満 | 20以上100未満 | 100以上 |
| 第２号 | 〇 | 〇 | 〇 |
| 第３号 | × | 〇 | 〇 |
| 第４号 | × | × | 〇 |

　(4) ｢５　区分変更」は、区分変更のあった場合に記入するため、新規に業務管理体制を整備した事業者は、記入する必要はないこと。

|  |
| --- |
| ３　業務管理体制を届け出た後、事業所等の指定や廃止等に伴い、届出先区分の変更が生じた事業者　【法第115条の32第４項（区分の変更）関係】 |

 (1）事業所等の指定や廃止等により、届出先区分に変更が生じた事業者は、区分変更前及び区分変更後の行政機関にそれぞれ届け出ること。

　(2) 区分変更前行政機関への届出

　　①　区分変更前行政機関が神奈川県の場合

　　　　「１　届出の内容」の「(2)法第115条の32第４項関係（区分変更）」に〇を付け、「５　区分変更」に必要事項を記入すること。

　　②　区分変更前行政機関が神奈川県以外の場合

　　　　当該行政機関に問い合わせること。

 (3）区分変更後行政機関への届出

　　①　区分変更後行政機関が神奈川県の場合

　 「１　届出の内容」の「(2)法第115条の32第４項関係（区分変更）」に〇を付け、「２　事業者」「３　事業所名称等及び所在地」「４　介護保険法施行規則第140条の40第１項第２項から第４号に基づく届出事項」

「５ 区分変更」に必要事項を記入すること。

 　なお、届出先区分の変更に併せて、整備する業務管理体制の内容が変更された場合も、この様式を用いて届け出ること。

　　②　区分変更後行政機関が神奈川県以外の場合

　　　　当該行政機関に問い合わせること。

 (4) 「５　区分変更」には、

 ① 　「事業者（法人）番号」には、区分変更前行政機関が付番した番号を記入すること。

　　② 　「区分変更の理由」には、その理由を具体的に記入すること。

　　③ 　「区分変更日」は、事業所等の新規指定・廃止等により区分が変更された日を記入すること。